

## 会 議 録

会議の名称	平成29年度第3回飯塚市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成29年12月12日（火） 13:30～14:30
開催場所	飯塚市役所 本庁 2階 202・203会議室
出席委員	中村委員、藤井委員、竹下委員、松浦委員、西園委員、高山委員、勝田委員、江口委員、吉野委員、渡辺委員
欠席委員	右橋委員、田中委員、藤田委員
事務局職員	市民環境部：中村雅彦 医療保険課：井桁政則、佐藤幸代、原野正俊、淵上憲隆、田原裕亮、 税務課：長尾恵美子
会議内容	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 平成30年度推計結果及び税率の試算について</p> <p>(2) 国民健康保険税率改正に係る検討課題の整理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 飯塚市では、28年度の一人当たり納付金相当額は「12万7,143円」に対して、30年度納付金試算額は「11万5,741円」、対28年度伸び率は91.03%、「1万1,402円」負担が減るという試算結果。</li> <li>➤ 飯塚市では、30年度保険料必要総額「約23億6,000万円」、この額を標準的な収納率で割り戻した「約25億4,000万円」が調定額。</li> <li>➤ 現行税率と県が算定した3方式の場合の標準保険料率を比較すると、後期高齢者支援金分の均等割で「210円」、介護納付金の平等割で「7,386円」の増となる。なお、今回の推計値は、あくまでも仮の係数により算定されているため、今後、国が示す本係数への更新により変動。</li> <li>➤ 標準保険料で平成30年度予算ベースでの財政収支を推計すると標準保険料率の3方式では「約1億1,000万円」、4方式では「約9,000万円」の財源不足。</li> <li>➤ 標準保険料率3方式をそのまま使った場合、「介護分の平等割額7,386円の増」による影響で、600円から1,200円負担増となる世帯が8世帯。</li> <li>➤ 標準保険料率をそのまま使った場合、31年度までの2年間で、どれだけの財源不足が生じるか推計すると3方式で「約3億円」、4</li> </ul>

方式で「約 2 億 7,000 万円」の財源不足となり、前回の協議会で税率の改正については、特別な事情がない限り、一定期間は据え置くほうが良いのではないかと説明しており、少なくとも 2 年間は税率改正をしないということになると、これだけの財源不足を補えるだけの税率を設定する必要がある。

- 保険料（税）の算定方式については、①標準保険料率（3 方式）をそのまま採用すれば、負担増となる世帯（被保険者）があるが、標準保険料率を参考に負担増を解消できる税率の算定が可能。②福岡県では、将来的に「3 方式」に統一される。③平成 25 年度税率改正にあたっての国保運営協議会答申において、固定資産税との二重負担、営業資産でないものへの賦課といった問題等がある中で、将来的には「資産割」を廃止すべきとの意見が付されている。このようなことから、算定方式は現行の「4 方式」から「3 方式」に改める。
- 標準保険料率の取扱いについては、標準保険料率（3 方式）をそのまま採用した場合、負担増となる世帯（被保険者）があり、財源不足が生じ、国民健康保険事業の運営に支障がある。このようなことから、国保事業の運営に支障がなく、かつ被保険者の負担増とならないよう、標準保険料率（3 方式）を参考に、適正な税率を算定する。
- 今後の税率改正については、①市民生活（国保加入者）への影響等を踏まえ、県が提示する標準保険料率を参考に、毎年、税率を改正することはせずに、一定期間据え置く。②毎年、保険料（税）率の変動することに対して、被保険者の理解が得られないのではないか。③財源不足が生じた場合には、保険給付費等準備基金積立金の活用などにより、年度間における国民健康保険税の平準化を図ることができる。このようなことから、税率の改正は、特別な事情がない限り、2 年間は据え置く。

(3) 国民健康保険税率の改正等について（答申案）

- 国民健康保険税率について、国民健康保険税の算定（賦課）方式については、現行の「4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）」から「3 方式（所得割・均等割・平等割）」に改めるとともに、県が算定する標準保険料率（3 方式）を参考に、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない税率とすること。また、国民健康保険税率は、特別な事情がない限り、2 年間は据え置くことを基本とする。

なお、算定（賦課）方式の変更にあたっては、被保険者の負担増を招くことのないよう十分配慮する。

- 施行期日について、施行期日は平成 30 年 4 月 1 日とする。
- 財政健全化に向けた取組について、可能な限り被保険者の負担を

	<p>緩和するため、税負担の公平性の観点から、引き続き口座振替の推進や徴収体制の強化等により、より一層収納率の向上に努めていく必要がある。併せて、国民健康保険における医療費は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化、高額薬剤の相次ぐ保険適用等の影響を受け、年々増加する傾向にあり、いかに医療費の適正化を図っていくかが大きな課題。このようなことから、特定健康診査・特定保健指導をはじめ、高額な医療費が必要となる糖尿病性腎症等の重症化予防対策、ジェネリック医薬品の普及啓発、第三者行為求償事務等の医療費適正化対策に、より一層積極的に取り組むとともに、これらの取組の成果に対して交付される国の交付金等の歳入増に努めるなどして、国民健康保険事業及び財政の健全な運営に尽力されるよう強く要望。</p> <p>(4) 今後のスケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 答申書については江口会長から市長に答申。</li> <li>➤ 福岡県から納付金等確定通知が、年明け1月4日又は5日の予定となっており、これを基に本日決定した基本的な考え方により、再度税率の試算等を行い、30年度からの税率を決定。</li> </ul> <p>3 閉 会</p>
会議資料	<p>平成 29 年度 第 3 回 飯塚市国民健康保険運営協議会資料</p> <p>資料 1 平成 30 年度推計結果及び税率の試算について 国保税率改正に係る検討課題の整理について</p> <p>資料 2 国民健康保険税率の改正等について (答申案)</p>
公開・非公開の別	<p>① 公開            2 一部公開            3 非公開 (傍聴者 なし)</p>
その他	